

## Ⅱ 震災対策編

### 第3部 災害復旧計画

第1章 震災復興体制の強化 .....	1
第2章 都市・住宅の復興 .....	6
第3章 生活・産業の復興 .....	10
第4章 都市施設等の復旧 .....	27
第5章 激甚災害の指定 .....	30



# 第 1 章 震災復興体制の強化

## 第 1 節 基本方針

大規模な震災被害が発生した場合には、速やかに応急・復旧及び復興に関する方針を決定し、対策を講じる必要がある。応急・復旧対策は迅速かつ機動的に実施する対策であるのに対して、復興対策は中長期的な視点に立って計画的に実施する対策である。

復興にあたっては、災害に強い安全な都市づくりとともに、誰もが安心して暮らせるよう、住宅、福祉、医療、環境、産業などの施策を総合的かつ計画的に進めることが重要である。

### 第 1 都市復興

- 大きな被害を受けた地域のみでの復興にとどまらず、区全体の防災性の向上をめざして、都市基盤施設の充実などにより、「被災を繰り返さない都市づくり」を推進する。
- 復興の整備水準は、現状の回復にとどまらず、新しい時代の要請に応えられる質の高い都市の実現をめざす。そのために、将来世代も含めて、人々が快適な暮らしや都市活動を営むことができる「持続的発展が可能な都市」としていく。
- 区民、都、事業者など多様な主体の協働による都市づくりを進める。

### 第 2 生活・産業復興

- 生活・産業復興は、被災者の暮らしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図ることを最優先する。
- 心身や財産に回復し難い損害を受け、震災前の暮らしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい環境に適合した暮らしのスタイルを構築できるようにする。
- 区民及び事業者は、自らの責任あるいは共に助け合い復興を図っていくことが基本である。区は、都と連携して、被災者の生活復興が円滑に進むよう、公的融資や助成、情報提供、指導・相談等を通じた自立のための環境を整備する。
- 自らの力では生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、医療、福祉等の施策を通じ、生活復興のために直接支援していく。

## 第 2 節 震災復興本部の設置【政策経営部・総務部・都市整備部】

### 第 1 震災復興本部準備室の設置

- 区長は、震災後 3 日以内に震災復興本部の立ち上げ準備を進めるため、災害対策本部に「震災復興本部準備室」（以下、「復興本部準備室」という）を設置する。
- 復興本部準備室には、政策経営部企画課長、総務部危機管理担当課長及び都市整備部都市計画課長の職にある者を充てる。

### 第 2 震災復興本部の設置

- 区長は、地震によって被害を受けた地域が相当の範囲に及び、震災からの復興に相当の期

間を要すると考えられる重大な被害を受けた場合に、震災復興本部（以下、「復興本部」という）を設置する。

- 復興本部は、被災後、1週間以内に立ち上げ、震災復興基本方針及び震災復興基本計画を早期に策定し、震災復興後の都市ビジョンや区民生活ビジョン、震災復興の目標、事業指針などを区民に明確に示した上で、具体的な震災復興事業を推進していく。

### 第3 震災復興本部の組織

- 復興本部に、本部長（区長）、副本部長及び本部員を置く。
- 副本部長は、副区長及び教育長の職にある者を充てる。
- 統括本部員は、政策経営部長及び都市整備部長の職にある者を充てる。
- 本部員は、総務部長、危機管理監、区民部長、文化商工部長、環境清掃部長、保健福祉部長、池袋保健所長、健康担当部長、子ども家庭部長、地域まちづくり担当部長、土木担当部長、会計管理室長、教育委員会教育部長、区議会事務局長、政策経営部企画課長、総務部危機管理担当課長及び都市整備部都市計画課長の職をもって充てる。
- 本部長は、必要があると認めるときは、区職員のうちから本部員を指名することができる。

### 第4 総合復興局の設置

#### 1 総合復興局の編成

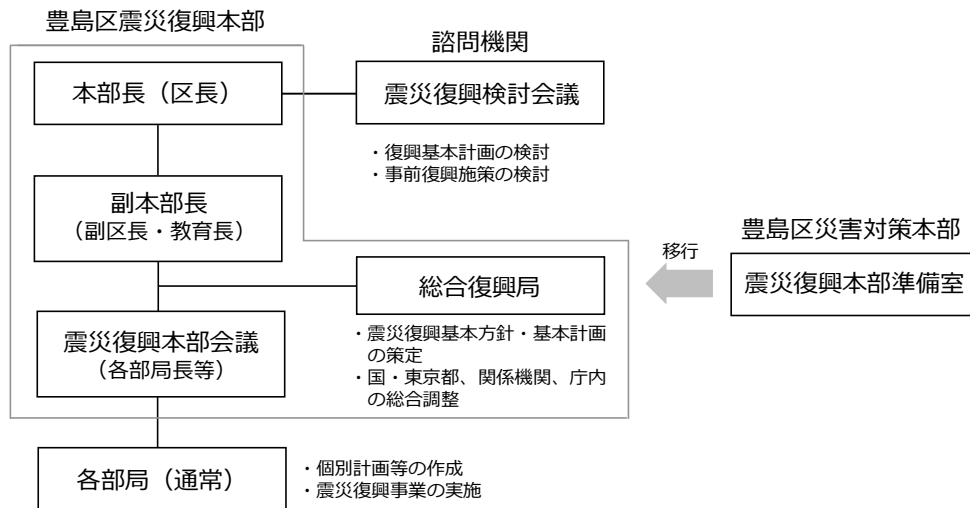
- 本部長は、震災復興に係る事業計画、財政計画、人事計画等を総合的に調整するため、復興本部に副本部長を長とする総合復興局を設置する。
- 総合復興局には、政策経営部長、都市整備部長、政策経営部企画課長、総務部危機管理担当課長及び都市整備部都市計画課長の職にある者を充てる。また、必要に応じて、本部長が指名する者を加えることができる。

#### 2 総合復興局の分掌事務及び役割

- 総合復興局は、震災復興事業の推進にあたって必要となる重要事項に関する全庁的な調整にあたる。
- 震災復興事業に関する重要な方針及び計画に関して、国、都、他区など関係機関との連絡調整にあたる。
- 「震災復興基本方針」及び「震災復興基本計画」を策定し、各部局による個別計画等の策定を総合的に調整するためのスタッフ機能を担う。
- 総合復興局長は、震災復興事業に関する重要な計画等を総合的に調整する職務を有するため、その範囲内で各部の事務を総括する。

### 第5 復興本部の役割及び災害対策本部との関係

- 復興本部は、震災復興事業を長期的視点に立って迅速かつ計画的に実施する組織であり、災害応急・復旧対策を臨時的、機動的に実施する災害対策本部とは、その目的と機能が異なる。
- しかし、震災復興に関する活動は、被災後間もない応急対策の段階から連続して進めるものもあり、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業のうち、震災復興にも関係し、大きな影響を与えるものは、両本部が緊密に連携して取り組む。



### 第3節 震災復興基本方針・基本計画の策定【政策経営部】

#### 第1 震災復興基本方針の策定

- 本部長は、復興後の区民生活、市街地形成のあるべき姿及び実現に向けた基本戦略を明らかにするため、復興本部会議の審議を経て、震災後2週間以内を目途に「震災復興基本方針」を策定し、公表する。

#### 第2 震災復興基本計画の策定

- 本部長は、震災復興基本方針に基づき、復興に係る最上位の計画として、総合的な復興計画を策定する。この復興計画では、復興の基本目標と区が実施する復興事業の体系を明らかにする。復興計画の策定にあたっては、次の手続きを踏んでいく。
  - ・ 本部長は、震災復興検討会議を招集し、計画の理念等の検討を依頼する。
  - ・ 本部長は、震災復興検討会議の提言を踏まえ、復興本部会議の審議を経て、震災後6か月を目途に復興計画を策定し、公表する。

#### 【豊島区震災復興検討会議】

- 震災復興に関して知見を有する学識経験者等で構成する「豊島区震災復興検討会議」を設置し、平常時（震災前）は震災復興に係る基本方針及び個別施策を検討する。
- 震災発生後は、本部長の諮問機関として、本部長の依頼に基づき、震災復興計画の理念等を検討して提言する。

#### 第3 事前震災復興基本方針の策定

- 震災が発生した場合、震災からの迅速な復興を遂げるため、できる限り早期に震災復興基本方針を策定する必要がある。
- しかし、震災直後は、応急対策に時間を要する状況において、中長期的な視点に立って震災復興基本方針を策定することは極めて困難である。そのため、震災前に震災復興方針を検討し、「事前震災復興方針」を策定しておくことにより震災後の迅速な復興につなげる。
- 震災復興本部の役割分担に応じて、政策経営部（企画課）は、事前震災復興方針等の検討・策定、震災復興検討会議の設置・運営にあたる。

- また、総務部（防災危機管理課）は防災対策、都市整備部（都市計画課）は都市復興、各  
部局においても業務に関する事項について検討し、事前復興方針等に反映させる。

## 第4節 被害状況と復興需要の把握 【政策経営部・総務部・区民部・都市整備部】

### 第1 住家等の公的被害認定調査

- 被災した全住家等を対象に、被災状況を調査する。調査後は、基準に基づき被害認定を行  
う。認定の結果は、被災者生活再建支援金の給付等の根拠となるため、公平性及び合理性と  
ともに、被災者の生活再建が早期に図られるよう、迅速な調査の実施と認定が求められる。
- 区は、調査にあたって、被災建築物応急危険度判定及び火災調査結果等の活用、調査結果  
のデータ化、他の自治体からの応援職員も含めた体制整備等による業務の効率化を図る。

### 第2 区有施設の被害状況の把握

- 災害の拠点として機能する区有施設では、応急危険度判定を実施し、使用の可否を判断す  
るとともに、余震等に伴う二次被害防止策を実施する。その後、施設の被害程度を踏まえ、  
区有施設の再建計画を検討・策定する。

### 第3 復旧に向けた実態調査

- 暮らしの復旧に向けた対策を展開するため、被災者生活実態調査（兼地域福祉需要調査）  
を実施するとともに、商店・事業所の被害状況、児童・生徒の状況、市街地の状況等を把握  
する。
- なお、復旧・復興の進行状況に応じたニーズの変化等を踏まえ、実態の把握は継続的に実  
施する。

## 第5節 復興財源の確保・復興基金の活用 【政策経営部・総務部】

### 第1 豊島区防災災害対策基金の活用方針

- 区は、災害予防、応急復旧対策、震災復興の推進に必要な財源を確保するため、平成28  
年度に「豊島区防災災害対策基金」を設置した。
- 今後、地域防災計画や都市再生安全確保計画、受援計画等の策定・継続的な見直し、計画  
的な備蓄物資の確保・防災施設の整備、発災後の緊急応急対策などに活用し、防災対策の充  
実・強化に取り組んでいく。

### 第2 復興財源の確保・復興基金の活用

- 震災後の応急・復旧対策、復興対策を迅速に展開していくため、政策経営部（財政課）は、  
過去の事例や被害想定による復興財源の事前検討や復旧・復興財源の算出準備を進める。
- あわせて、震災後に東京都が創設予定の復興基金への出損及び事業メニューの事前検討に  
取り組む。

## 第6節 用地確保と利用調整 【総務部】

- 応急仮設住宅建設や災害廃棄物の仮置場などの用地として、限られたスペースを有効活用するため、総務部（財産運用課）は、用途及び利用の優先順位などを示した「用地調整基本方針」を策定する。
- 用地調整基本方針に基づき、利用調整を実施するとともに、復旧・復興の状況を踏まえて方針を見直していく。

## 第7節 震災復興業務の推進 【全部局】

### 第1 震災復興の推進に関する条例・震災復興マニュアル

- 区は、平成25年3月に被災後、速やかな復興施策を展開するため、「豊島区震災復興の推進に関する条例」を制定した。
- また、「豊島区震災復興マニュアル（都市・住宅復興編、生活・産業復興編）」を作成し、震災復興にかかるプロセスを迅速かつ適切な遂行に必要な手順等をまとめた。
- 地域防災計画に基づく震災復興の推進にあたり、担当部局や具体的な手順等を示す計画として震災復興マニュアルを位置づけ、毎年見直しを図るとともに、必要に応じて修正していく。

### 第2 被災者の視点による生活復興の推進

- 区は、平成28年4月に発生した熊本地震を受けて、平成29年5月に被災者生活再建支援業務の関係部長による「豊島区被災者生活再建支援検討会」を設置し、同年12月に「豊島区における被災者生活再建支援に関する方針」を決定した。
- 今後、検討会で決定した方針に基づき、各部局において円滑な支援の実施に向けた各業務の実実施計画の策定及び職員研修・訓練の実施などを継続的に進めていく。

【参照：豊島区における被災者生活再建支援に関する方針（資料編Ⅱ 震災対策編第3部. p1）】

## 第8節 地域との協働による復興 【全部局】

- 阪神・淡路大震災の教訓として、被災者自らが立ち上がる「自助」、地域の「共助」、行政による「公助」の3つの力の連携が復興を進める上でも重要であることが認識された。
- 住民の立場からすると、街並みや施設の復興など「市街地の復興」だけでは不十分であり、住まいや暮らしの継続も含めた総合的な「まちの復興」が必要になる。
- 「まちの復興」にあたっては、住民が主体的に自分たちのまちの課題に取り組み、解決する「地域力」を生かして、行政と協働、連携して進めていくことが重要である。

## 第 2 章 都市・住宅の復興

### 第 1 節 都市復興における基本方針とプロセス 【都市整備部】

- 都は、被災後1週間程度で震災復興本部を設置し、速やかに復興基本方針を策定、これに基づき6ヶ月を目途に復興基本計画を決定し、円滑に復興事業を推進することとされている。なお、震災後のまちづくりは、復旧と復興に大別される。
- 復旧は、市街地形態と道路、鉄道、公園、ライフライン等の都市施設をほぼ従前の状態に回復させて、都市生活や都市活動を旧状に戻すことである。
- 復興は、市街地形態を一新して道路、鉄道、公園、ライフライン等の充実・改善を図るなどの都市改造を実施し、旧状の水準を越えた新たな社会資本を整備することである。

#### 第 1 都市復興における基本方針

都市復興基本計画を策定するにあたっては、被災市街地の状況を的確に把握し、都と連携して復旧・復興に向けた取り組みの基本方針を定めるが、以下の事項を考慮して策定する。

##### 1 被災を繰り返さないまちづくり

復興においては、被災後に明確な意思を持って防災性の向上をめざし都市基盤の量的、質的な向上、良好な市街地の形成を図ることを念頭において、被災を繰り返さないまちづくりを推進する。

##### 2 持続的発展が可能なまちづくり

長期的展望に立ち将来世代も含め、人々が快適な暮らしや都市活動を営むことができるように、持続的発展が可能なまちづくりを目標とする。

##### 3 協働と連携によるまちづくり

国、東京都、隣接区のみならず企業、関係団体及び地域住民等が各々の役割を自覚して、協働、連携しながら相互の適切な分担のもとにまちづくりを推進する。

#### 第 2 都市復興におけるプロセス

「豊島区震災復興マニュアル」の第2章で、都市復興のプロセスを以下のように示している。

#### 第2章 都市の復興

##### 第1節 被害概況の把握

###### 1 家屋被害概況の把握

##### 第2節 都市復興基本方針の策定と展開

###### 1 都市復興基本方針の策定

###### 2 第1次建築制限の実施

###### 3 家屋被害状況調査

###### 4 時限的市街地の方針案策定

###### 5 復興地区区分

###### 6 建築行為の届出・許可

##### 第3節 都市復興基本計画の策定と展開

###### 1 都市復興基本計画（骨子案）の策定



- 2 第2次建築制限の実施
- 3 復興まちづくり計画の策定
- 4 都市復興基本計画の策定

#### 第4節 復興事業の推進

- 1 復興事業計画の策定
- 2 区民の復興まちづくり活動支援

### 第3 都市復興の展開

#### 1 都市復興の手順

- 被災後、速やかに都市復興の方向を示すため、発災から2週間以内に都市復興基本方針を策定・公表する。
- 並行して、第1次建築制限や家屋被害状況調査など実施する。また、基本方針と被害調査の結果を踏まえて、復興地区区分を設定・公表する。

#### 2 地域協働による復興

- 復興の必要性を地域で協議し、原則として救援センター単位で復興まちづくり協議会の発足に向けて、会員の募集・規約づくり・役員の選出等の準備を進め、協議会を発足する。
- 区は、震災復興本部内の復興まちづくり担当部門で地区担当を定め、区条例に基づき認定した地域復興組織（復興まちづくり協議会）への専門家派遣、事務所開設等の支援策を展開する。

#### 3 支援専門家の派遣

- 区は、認定を受けた協議会の要請を受けて、協議会活動や復興まちづくり提案を支援する専門家を派遣する。

## 第2節 都市復興の取組 【総務部・都市整備部】

「豊島区震災復興の推進に関する条例」の制定、「震災復興マニュアル」の策定、復興訓練の実施等の取組を踏まえ、被災後の復興まちづくりを円滑に進めるため、「地域協働」「事前復興」の考え方をもとに、下記の復興対策を推進する。

#### 1 「震災復興マニュアル」の更新

- 被災後の混乱した状況下においても、「震災復興マニュアル」をもとに、職員が円滑に復興業務を実施できるよう適宜マニュアルを更新する。

#### 2 復興訓練の実施・充実

- 区民、専門家、区職員などで訓練を実施し、震災復興マニュアルや事前復興ビジョンを充実させる。

#### 3 データ類の管理

- 区は、都市復興に係わる基礎的な各種情報を適切な管理方法により、保管・整理して、被災後直ちに活用できるように準備する。
  - (1) 計画情報（地域地区図・都市計画道路現況図・都市計画施設図等）
  - (2) 現況情報（建物用途現況図・土地利用現況図等）

- (3) 統計調査（国勢調査・住宅統計調査等）
- (4) 都市復興マニュアル基礎調査報告書
- (5) 豊島区震災復興マニュアル

### 第3節 住宅の復興 【都市整備部・都都市整備局】

住宅の復興は、被災者の生活安定のための前提であり、都市を復興するための不可欠の要素である。住宅の復興を円滑に行うため、区民への募集情報の提供、融資斡旋・利子補給等に関する募集・資格審査・利用手続事務、区に対する人的支援態勢整備等について検討を進めることとする。

#### 第1 住宅復興計画の策定

- 生活の基盤である住宅の復興について、基本的な考え方・手順・復興に至る道筋を明らかにし、社会的混乱の回避を図るとともに、住宅を計画的かつ着実に供給していくための住宅復興計画を早期に策定する。

##### 1 時期

震災後、6ヵ月以内の策定を目指す。

##### 2 内容

住宅復興計画は、住宅復興の基本的考え方、目標戸数、計画実現のための主な施策等について定めるものとし、区との連携を図るとともに、住宅復興計画委員会（仮称）を設置し、専門的・技術的助言・提言を受けることとする。

#### 第2 民間住宅再建への支援

- 被災者が良質な住宅を取得するため、資金的な支援を行う。特に、被災後においては、平常時に比べて資金の調達に困難が予想されることから、関係機関等と連携して支援する。
- 住宅金融支援機構等の利用者に対する利子補給事業を実施するなどにより、被災者の自力再建の促進とともに、都市開発事業等の円滑化を図る。

#### 第3 マンション等の再建に対する支援

- 被災マンションの再建を速やかに実施するため、建替え・補修等の資金調達支援と、合意形成の促進を支援する。

##### 1 資金調達の支援

- 建替え・補修のための資金について、融資斡旋、利子補給を実施する。

##### 2 合意形成の支援

- アドバイザーの派遣等、居住者の合意形成を支援する。

##### 3 既存不適格建築物等対策の実施

- 容積率や用途地域の規制により、区分所有者の合意形成が困難となり、被災マンション

の再建や都市開発事業等の進捗を阻害する可能性があるため、総合設計制度等の活用により、再建を支援する。

#### 第4 民間住宅の供給促進

- 良質の民間住宅の早期・大量供給を進めるため、国・都・区市町村・関係団体等による協議会を設置し業界へ協力を要請するなどにより、欠陥住宅の建設や住環境の悪化の防止を図る。
- また、市街地再開発事業等により、まちづくりと一体となった住宅供給に努める。

#### 第5 相談・情報提供の実施

- 円滑な再建等を支援し、住民生活の早急な安定とよりよいまちづくりに役立てるため、住宅に関する総合的な相談窓口を設置するとともに、各種情報等を提供する。

##### 1 住宅総合相談窓口の設置

###### (1) 場所

- ・ 都庁舎及び区等

###### (2) 箇所・数

- ・ 被災地域・住宅被害の状況等に応じて設定する。

###### (3) 方式

- ・ 都都市整備局が、区、都住宅供給公社、弁護士・税理士等の専門家や各専門機関・業界の協力を得て実施するものとし、住宅の建設・購入・修繕等に関する斡旋制度、法律・税金問題等、住宅の復興等に関する相談に応じる。
- ・ また、外国人の相談にも対応できるよう態勢を整えるものとする。

##### 2 住宅情報等の提供

- パブリシティのほか、広報紙、住宅バンク等の多様な媒体を活用して、住宅建設資金融資斡旋制度、仮設住宅の募集情報等、住宅に関する様々な情報を提供する。

#### 第6 応急仮設住宅の供給

- 自力再建が困難な要配慮者等の増大に対応するため、区、都、公社や都市再生機構の協力のもとに、応急仮設住宅の供給を進める。基本的な対応は、応急仮設住宅の供与の対応に従う。

【参照：応急住宅対策の供給（本編 II 震災対策編第2部p.2）】

## 第 3 章 生活・産業の復興

### 第 1 節 被災者の生活相談 【政策経営部・警察署・消防署】

機 関 名	相 談 の 内 容 等
区	<p>被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災者へ迅速かつ適切な相談業務を行うため、相談内容、被害状況等について、都及び防災関係機関との連絡を密にし、相談態勢の確立を図る。</li> <li>○ 災害の規模に応じ、必要がある場合は東西区民事務所・総合窓口課等に相談窓口を開設する。</li> </ul>
警 察 署	<p>警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を設置して、警察関係の相談にあたる。</p>
消 防 署	<p>消防署は、発災後における出火防止を図るため、次のような指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底</li> <li>(2) 電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底</li> <li>(3) 危険物施設等における余震に対する警戒態勢、構造・設備に関する点検等の強化</li> <li>(4) 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談及び説明、案内にあたる。</li> <li>(5) 火災による罹災証明書の発行については、区と窓口の開設時期・場所及び必要な情報について連携を図り、被災者の利便の向上に努める。</li> </ul>

### 第 2 節 医療と福祉の確保 【保健福祉部・池袋保健所・社会福祉協議会】

- 被災により多くの死傷者が発生する一方、医療施設や福祉施設の被害や機能低下も予想される。被災直後の応急対策期に引き続いて、復旧・復興対策期では、必要な医療サービスの提供に向けて、区民への情報提供、仮設医療拠点の確保、医療機関の再開支援に取り組む。
- また、震災により様々な福祉需要も発生する。復旧・復興期では、まず、従前の福祉サービス水準の回復に向けて、施設の再建を支援する。次に新たな福祉需要を把握し、サービス体制を構築する。
- 医療・福祉分野においては、迅速な対応を行うとともに、東京都の対策と整合を図りながら「震災福祉復興計画」を策定し、総合的、連続的な医療と福祉の復興を推進する。

#### 第 1 社会福祉施設の復旧調査

- 福祉施設の再開状況を把握し、増大する福祉需要に適切に対処するため、各種の調査を実施する。

## 第2 地域福祉需要調査

- 避難行動要支援者等の福祉ニーズを的確に把握するため、地域共有名簿等を活用し、また、関係機関や地域住民等の協力を得て、地域福祉需要調査を実施する。

## 第3 一時入所の実施

- 震災により新たに社会福祉施設等への入所が必要となった避難行動要支援者等に対し、震災直後から継続して一時入所の措置を実施する。

## 第4 一時入所数の適正化

- 施設入所者数の実態を把握し、定員を超える施設の一時入所者の転所、退所にあたっては、入所の必要性、入所者の希望等を勘案し、適切に対処する。

## 第5 避難行動要支援者等の訪問支援体制の整備

- 被災後の生活環境の変化や心的ストレスから、多くの高齢者や障害者等が体調を崩すことが考えられる。また、ひとり暮らしの避難行動要支援者等の孤独死の発生も懸念される。
- このような事態の発生を防ぐために、定期的な巡回の実施、在宅サービスの充実を図る。

## 第6 民間入所施設等への支援体制の整備

- 過去の災害経験の中で、グループホームなど地域で暮らす認知症高齢者や知的・精神障害者については、介護の必要性や激変した環境への適応困難性により、避難先においてストレスが発生する事例が報告されている。
- また、災害時において、グループホーム等の施設使用が可能な場合でも、介護及び援助を継続しながら、ライフラインの途絶に起因する生活物資の確保を施設職員のみで担うことは多大な困難が予想されている。
- このようなことから、施設等での避難生活が可能となるよう、生活物資の給付に必要なボランティア派遣などの措置を講じる。
- さらに、施設の中での活用可能な機能を、地域の人たちにも提供することで、支え合いを進める協定を結ぶことなどを検討する。

## 第7 在宅要介護者の生活支援

- 東日本大震災の経験の中で、物流の途絶により通常備蓄している介護用品（おむつなど）の支給の必要性が明らかになった。
- 単身高齢者や高齢者のみ世帯が多い区の特長として、物流途絶時における介護用品等の支給を支援するボランティア派遣などの措置を講ずる。

## 第8 緊急通報システムの整備

- 応急仮設住宅を中心に、ひとり暮らし等の高齢者や障害者のための緊急通報システムを整備する。

### 第3節 保健・衛生の維持 【文化商工部・保健福祉部・池袋保健所】

- 被災者は、生活環境の激変、衛生状態の低下や心理的不安等の理由から、身体的及び精神的に変調をきたしやすいため、メンタルヘルスケアや健康相談、食生活・口腔ケアの支援等の健康管理を実施する。
- また、感染症予防や食中毒対策、公衆浴場に関する情報提供と再開支援及び食品・飲料水の安全確保に努める。
- 食中毒や感染症が発生した場合は、関係機関等と連携し、速やかな対応を図り、被害の拡大を防止する。

### 第4節 生活支援対策 【総務部・区民部・保健福祉部・子ども家庭部・社会福祉協議会】

- 被災では、平常時から生活基盤が脆弱な者が、より生活再建が困難になる傾向がある。生活資金の貸付け、生活保護、税の減免等を迅速に行い、きめ細かい被災者の生活再建支援を行う。
- なお、罹災証明書の発行や被災者の総合相談と連携し、各種の申請等に漏れがないよう支援の展開を図る。

#### 第1 災害弔慰金の支給

- 地震等の自然災害により死亡した遺族に対して弔意の意を表すために支給する。
  - 1 支給対象
    - ・法令により定められた災害により死亡した区民の遺族
  - 2 支給金額

(1) 主たる生計維持者	500万円
(2) その他家族の場合	250万円
  - 3 支給範囲

(1) 配偶者	(2) 子	(3) 父母	(4) 孫	(5) 祖父母	(6) (1)から(5)のいずれも存しない場合は、兄弟姉妹（ただし、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）
---------	-------	--------	-------	---------	--

#### 第2 災害障害見舞金の支給

- 地震等の自然災害により負傷し、又は疾病にかかった区民で、それが治ったときに法に規定する程度の障害を有する場合に支給する。
  - 1 支給対象
    - 弔慰金の対象と同じ災害により負傷し、又は疾病にかかったことにより、精神又は身体に障害がある区民
  - 2 支給金額

(1) 主たる生計維持者	250万円
--------------	-------

(2) その他家族の場合 125 万円

- 3 支給制限  
内閣総理大臣の定める給付金の交付を受けた者

### 第3 被災者生活再建支援金の支給

- 地震等の自然災害により住宅が全壊する等の原因で、生活基盤に著しい被害を受けた区民に対して、被災者生活再建支援法（平成10年5月22日法律第66号）の定める所により、被災者生活再建支援金を支給する。

### 第4 災害援護資金の貸付（国制度）

- 1 申込者の資格
- 東京都の区域において災害救助法による救助が行われた災害により被害を受け、次の要件を備えている者。
- (1) 災害が発生してから、3カ月以内に申請を完了できること。
  - (2) 災害により被害を受けた当時、豊島区の区域に住所を有した世帯主であること。
  - (3) 被害を受けた年の前年の総所得額（課税標準額）が、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令で定められた額以下の世帯であること。
  - (4) 療養に要する期間が概ね1月以上の世帯主の負傷、又は、住居或いは家財の価格の3分の1以上の損害を受けた世帯であること。
  - (5) 豊島区に居住する確実な連帯保証人が1人あること。
- 2 貸付限度額  
災害弔慰金の支給等に関する法律施行令に定める額
- 3 貸付期間  
10年（据置期間3年）
- 4 貸付利率  
年3%（据置期間中は無利子）
- 5 償還方法  
年賦または半年賦（元利均等償還）
- 6 東日本大震災の被災者に対する特例措置
- 東日本大震災の被災者に対しては、償還期間及び据置期間の延長、利率の引き下げ等についての特例措置ある。

### 第5 災害援護資金の貸付（都制度）

- 1 申込者の資格  
（国制度に同じ）

2 貸付限度額

- 150万円、ただし、国制度による貸付を受けられる者は、その貸付枠を優先し、貸付限度額を超えてなお貸付金を必要とする場合に、都制度の貸付を受けることができる。

3 貸付期間

10年（据置期間3年）

4 貸付利率

年1%（据置期間中は無利子）

5 償還方法

年賦又は半年賦（元利均等償還）

6 都制度の適用

- この制度は災害弔慰金の支給等に関する法律第10条第1項に挙げる災害が発生し、その被害者等にかんがみ、都福祉保健局長が必要と認めた場合に適用する。（根拠規定：東京都災害援護資金貸付事業実施要綱（平成17年10月31日付17福保生計第1082号））
- 貸付原資負担 都10割

**第6 生活福祉資金（福祉資金・災害を受けたことにより臨時に必要となる経費）の貸付**

1 貸付対象

- 低所得世帯（生活保護基準額の概ね1.9倍以内）のうち、他からの借入れが困難な場合、かつ審査の上返済の見込みがあると判断された者で、この資金の貸付を受けることによって、災害による困窮から自立更生のできる世帯。

2 貸付限度額

150万円

3 貸付条件

(1) 据置期間

貸付の日から6ヵ月以内

(2) 償還期間

据置期間経過後7年以内

(3) 貸付利率

保証人有りの場合は無利子、無しの場合は年1.5%（据置期間中は無利子）

(4) 連帯保証人

原則として連帯保証人が必要だが、無しでも可。

※連帯借受人が必要な場合あり。

4 その他

大規模災害発生時は生活福祉資金緊急小口資金等の特例貸付が発令される場合がある。



## 第7 母子及び父子福祉資金の貸付

### 1 貸付対象

都内に6カ月以上居住し、20歳未満の子等を扶養している母子家庭の母又は父子家庭の父等。貸付が自立につながると判断され、償還の計画を立てることができる者。

### 2 貸付限度額

事業開始資金	287万円	(母子家庭の母又は父子家庭の父等の共同事業の場合432万円)
事業継続資金	144万円	
住宅資金	150万円	(災害、老朽等による増改築及び住宅建設・購入の場合200万円)
医療介護資金	医療 34万円	(特別の場合48万円) 介護 50万円
生活資金(失業期間中)	月額 10.5万円	

※資金にはその他、技能習得、修業、就職支度、転宅、結婚、修学、就学支度資金あり。

### 3 貸付条件

(1) 据置期間 6カ月(事業開始・就職・技能習得・修業資金は1年)

(2) 償還期限(据置期間経過後)

事業開始資金 7年以内

事業継続資金 7年以内

住宅資金 6年以内(災害等による貸付の場合7年以内)

医療介護資金 5年以内

生活資金(失業期間中) 5年以内

(3) 利子

原則、連帯保証人を立てて無利子

(償還可能と判断できかつ連帯保証人を探す努力をしても困難だと認められた場合は連帯保証人を立てずに年1%の有利子)

(4) 連帯保証人

次の要件を備えた連帯保証人1人

ア 原則として、貸付の日の6カ月前から都内に住所を有し、この資金の他の保証人になっていない者

イ 一定の職業をもち、又は独立の生計を営んでいる者

### 4 償還方法

償還期限内に月賦、半年賦又は年賦(元利均等償還)

### 5 申込方法

所定の申請書に必要な書類を添付し、子育て支援課に申し込む。

(災害等により特別限度額の適用になる住宅資金貸付の場合は官公署発行の罹災証明)

## 第8 特別区税の納税緩和措置

### 1 期限の延長

- 災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は区税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、次の方法により災害が収まった後2か月以内に限

り、当該期限を延長する。

- ・ 災害が広域にわたる場合は、区長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。（区税条例第7条及び同条例施行規則第10条）
- ・ その他の場合、災害が収まった後、速やかに、被災納税義務者等による申請があったときは、区長が納期限を延長する。

## 2 徴収猶予

- 災害により財産に被害を受けた納税義務者等が区税を一時に納付又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。
- なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

## 3 滞納処分の執行の停止等

- 災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予、滞納金の減免等適切な措置を講じる。

## 4 減免

被災した納税義務者等の状況に応じ、次の税目について減免を行う。

- (1) 特別区民税（都民税個人分を含む）
- (2) 軽自動車税

## 第9 都税の納税緩和措置

- 都においては、下記のような措置を講ずることにしている。

### 1 期限の延長

- 災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は都税を納付もしくは納入することができないと認めるときは、次の方法により災害が収まった後2か月以内限り当該期限を延長する。
  - ・ 災害が広域にわたる場合、知事が職権により適用の地域及び期日を指定する。
  - ・ その他の場合、災害が収まった後15日以内に被災納税義務者等により申請があったとき、都税事務所長及び支庁長が期日を指定する。

### 2 徴収猶予

- 災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が都税を一時に納入し又は納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。
- なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

### 3 滞納処分の執行の停止等

- 災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

### 4 被災した納税義務者等に対し、該当する税目について次により減免及び納入義務の免除等を行う。

- (1) 個人都民税

個人の都民税については、特別区民税及び市町村民税と同じ取り扱いで減免する。

(2) 事業税

納期未到来分について被災の状況に応じ減免する。

(3) 不動産取得税

取得した不動産を、災害等により損失した場合、被災不動産については取得後納期限前に、代替不動産については災害後3年以内に取得した場合のいずれか一方に対する不動産取得税を減免する。

(4) 軽油引取税

- ・ 災害により、特別徴収義務者が徴収した軽油引取税額を失った場合、申請により、その軽油引取税額がすでに納入されているときは還付し、納入されていないときは免除する。
- ・ 災害により、申告納付義務者が軽油引取税を納付できないと認められるときは減免する。

(5) 固定資産税・都市計画税

災害等により、収獲が著しく減じた田畑、滅失又は甚大な損害を受けた土地、家屋及び償却資産について減免する。

(6) 特別土地保有税

災害等により、区画又は形質が変化し著しく価値を減じた土地について、被災の程度に応じて減免する。

(7) 事業所税

災害等により、事業所用家屋が滅失し又は甚大な損害を受けたため事業を休止した場合は、その状況に応じて減免する。

(8) 宿泊税

災害等により、特別徴収義務者が宿泊客から徴収した宿泊税額を失った場合、申請により、その税額の納入義務を免除する。

## 第10 国民健康保険料の減免等

### 1 減免

- 災害により、生活が著しく困難となった者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免することができる。（区国保条例第24条）

### 2 徴収猶予

- 災害により財産に損害を受けた納付義務者が保険料を一時に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内において徴収を猶予することができる。（区国保条例第23条）

## 第11 国民年金保険料の免除

- 第一号被保険者（任意加入者を除く）が災害により住宅等の財産に一定の損害を受け、国民年金保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき、保険料の免除を受けることができる。

## 第12 介護保険料等の減免

### 1 徴収猶予

- 第一号被保険者又は主たる生計維持者が災害により財産について著しい損害を受けたことで、保険料を一時的に納付できず、保険料を減免することができないと認められる納付義務者に対し、申請に基づき、納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内に限り徴収を猶予する。

## 2 減免

### (1) 保険料

- ・ 第一号被保険者又は主たる生計維持者が災害により財産について著しい損害を受けたことで、保険料を一時的に納付することができないと認められる納付義務者に対し、申請に基づき、保険料を減免することができる。

### (2) サービス利用料

- ・ 要介護被保険者又は主たる生計維持者が災害により財産等について著しい損害を受けた場合、申請に基づき、3か月以内に限りサービス利用料を減免する。
- ・ ただし、区長が特に必要と認める場合は、3か月以内において延長を認めることができる。

## 第13 後期高齢者医療保険料の減免等

### 1 徴収猶予

- 広域連合長は、被保険者及び連帯納付義務者が、災害等により財産に著しい損害を受けたことで、保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められる納付義務者に対し、その申請に基づき、その納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内の期間に限り、その徴収を猶予することができる。

### 2 減免

- 広域連合長は、被保険者及び連帯納付義務者が、災害等により財産に著しい損害を受けたことで、保険料を納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、原則として災害を受けた日以後の最初の納期の末日から、その年度末の納期の末日まで、保険料を減免することができる。
- ただし、広域連合長が必要と認める場合は、1年以内に納期の末日が到来する保険料額を減免することができる。

## 第14 生活保護

- 被災による生活環境の変化から、新たに要保護者が発生することが予想される。平常時に生活保護の対象でなかった者の中には、制度に関する知識に乏しく、自己申請を行うことに困難を伴う者が相当数いるものと予想される。
- このため、要保護者の存在を的確に把握するとともに、生活保護制度等に関する支援について周知を図る。また、復旧・復興期には、特に応急仮設住宅に入居する要配慮者について、次のような訪問活動を行う。
  - 1 要保護者の発見（地域福祉需要調査・保健師及びケースワーカーの応急仮設住宅全戸訪問による要保護者把握、地域住民等の情報提供）
  - 2 生活保護制度の周知

**第5節 義援金品の配分** 【総務部・都福祉保健局・都総務局・日本赤十字社東京都支部】

- 都民、他都道府県及び企業等から都、区市町村、日本赤十字に寄託された被災者あての義援金品を、确实、迅速に被災者に配分するため、東京都義援金配分委員会の設置や義援金品の受付、保管、事務分担等に関する総合的な計画を明らかにする。

**第1 東京都義援金配分委員会の設置**

- 義援金を确实、迅速、適切に募集・配分するため、都本部に東京都義援金配分委員会（以下本節において「都委員会」という。）を設置する。
- 都委員会は、次の事項について審議し、決定する。
  - 1 被災者への義援金の配分計画の策定
  - 2 義援金の受付・配分に係る広報活動
  - 3 その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項
- 都委員会は、次の機関等の代表者により構成する。
  - 1 都
  - 2 区市町村
  - 3 日本赤十字社東京都支部
  - 4 その他関係機関
- その他、都委員会の運営に関し必要な事項は、別途定める。

**第2 義援金品の受付・募集**

- 義援金品の受付・募集については、機関別にそれぞれ次のとおり対応する。
- なお、義援品については、内容物の確認・仕分け作業の負担を軽減するための小口・混載物資の抑制、被害状況及び生活必需品の需給状況等を踏まえた要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど迅速な対応を図る。

機 関 名	計 画 内 容
区 (総務部総務課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 義援金品の受付窓口を開設し、直接義援金品を受け付けるほか、銀行等に応急救助主管の長名義の普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付ける。</li> <li>○ 受領した義援金品については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記(1)の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができるものとする。</li> <li>○ 義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、都委員会に送金するものとする。</li> </ul>
都福祉保健局 都 総 務 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都福祉保健局において、銀行等に募集口座を開設し、ホームページに掲載する等広く周知を図る。</li> <li>○ 都福祉保健局が受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記(1)の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができるものとする。</li> <li>○ 都福祉保健局は、義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、預り金として都委員会が指定する方法で管理する。</li> <li>○ 国または地方公共団体からの知事あての見舞金は、都本部において受け付ける。</li> </ul>

機 関 名	計 画 内 容
日本赤十字社 東京都支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日赤東京都支部事務局（振興部社員課）及び都内日赤施設並びに各地区において受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、郵便局・銀行に災害名を冠した義援金受付専用口座を開設し、受付期間を定めて振込による義援金を受け付ける。</li> <li>○ また、災害の状況により、都内他の場所又は部外においても、日赤本社、全国日赤支部・日赤各施設及び地区に設置した受付窓口等で受け付ける。</li> <li>○ 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記(1)の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができるものとする。</li> <li>○ 義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、都委員会に送金するものとする。</li> </ul>

### 第3 義援金品の保管及び配分

- 都委員会は、送金された義援金を配分計画に基づき、被災区市町村に送金する。機関別の対応は、次のとおりである。

機 関 名	計 画 内 容
区 (総務部総務課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 義援金 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 寄託者より受領した義援金は、都委員会に送金するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。</li> <li>○ 区は、都委員会から送金された義援金を、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。</li> <li>○ 区は、被災者への義援金の配分状況について、都委員会に報告する。</li> </ul> </li> <li>(2) 義援品 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 直接受領した義援品については、配分計画に基づき被災者に配分する。</li> </ul> </li> </ul>
都福祉保健局	受領した義援金は、預り金として都委員会が指定する方法で管理する。
日本赤十字社 東京都支部	受領した義援金は、都委員会に送金するまでの間、支部長名義の口座を開設し、「預かり金」として、一時保管する。

【参照：義援金品の受領書様式(資料編 II 震災対策編第3部p.2)】

## 第6節 教育の復興と子どものケア【子ども家庭部・教育部】

- 学校施設の復旧、再建を迅速に行うとともに、子どもたちが必要とされ出番があるボランティア教育や応急教育に引き続き、徐々に本来の授業再開を図るとともに、被災した児童・生徒、園児などのケアを行う。
- ケアは学校のほか、子どもに関連する部・課及びNPOや子育て支援グループとの連携により、情報共有と課題の解決に取り組む「子どもケアセンター」を設立して展開する。

## 第7節 文化と都市活力の復興

【政策経営部・区民部・文化商工部・子ども家庭部・教育部】

- 復旧・復興期には、生活の潤い、復興への機運醸成のための文化・生涯学習・スポーツ等の活動も重要となる。活動の拠点となる文化・生涯学習施設等の復旧、再建を迅速に行うとともに、被災者の心を癒す各種の文化的なイベントの開催等を支援する。
- また、文化財等を次代に引き継ぐ観点から、所有者等の協力を得て、その再建や復旧について対応を図る。

## 第8節 コミュニティの復興

【政策経営部・総務部・区民部・文化商工部・保健福祉部・社会福祉協議会】

- 復興期においては、被災者の自立と生活再建に向けて、地域における共助・協働による取組が重要になるため、平常時からコミュニティを担ってきた町会・自治会、区民ひろば、まちづくり協議会などの活動を支援し、地域の復興を支援する。
- また、過去の震災では、地域外からのボランティアやNPO等の各種市民団体、企業等が幅広いネットワークを結びながら復興支援活動を展開する傾向も見られた。ボランティアニーズ等に関する情報を収集・提供するとともに、被災地域の復興状況に応じて、地域外からの活動が地域住民や地域の活動団体に円滑に引き継がれていくよう調整を行う。
- 区内には、言語や生活習慣、文化などが異なる外国人も多く、震災発生時には必要な情報が得られず、被災生活に大きな支障が出る恐れがあるため、東京都と連携して、相談や情報提供のための窓口を設置するなどの措置を実施する。

## 第9節 産業の復興 【文化商工部】

- 企業や従業員が早期に再建を図れるように、資金貸付制度の周知等を通じて、事業所再建や経営支援などの中小企業施策、離職者の再就職などの雇用・就業施策などを行う。
- また、復興過程において、自力再建までの一時的な事業スペースの確保への支援、施設再建のための金融支援などの対策を実施する。

### 第1 中小企業への融資

- 被害を受けた中小企業に対して、国・都（産業労働局）・区・政府系金融機関は、復旧資金供給策として融資の保証・保証料補助・実行等を行う。
  - 1 災害復旧資金融資（略称：災）（東京都産業労働局）
    - 知事が指定した災害により損失を受けている中小企業者等について、都が利子の一部を補助し、信用保証料の全額を補助する。
  - 2 経営支援融資[区市町村認定書必要型]（略称：経営セーフ）（東京都産業労働局）
    - セーフティーネット保証に係る区の認定（中小企業信用保険法第2条第5項1号～8号。）を受けた中小企業者等が対象。従業員数が製造業等20人（卸・小売・サービス業は5人）以下の小規模企業者に対しては、都が信用保証料の2分の1を補助する。

- 3 経営支援融資[区市町村認定書不要型]（略称：経営一般）（東京都産業労働局）  
次のいずれかに該当する中小企業者等が対象。
- (1) 最近3か月の売上実績又は今後3か月の売上見込が前年同期比5%以上減少又は減少見込
  - (2) 最近3か月の売上実績又は今後3か月の売上見込が平成20年8月以前の直近同期比5%以上減少又は減少見込
  - (3) 売上原価の20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず価格転嫁できていない
  - (4) 金融機関からの総借入金が前年同期比10%以上減少
  - (5) 倒産等企业に事実上の債権を有している
  - (6) 災害により事業活動に影響を受けている（罹災証明書が必要）
  - (7) 知事が指定するもの  
従業員数が製造業等20人（卸売・小売・サービス業は5人）以下の小規模企業者に対しては、都が信用保証料の2分の1を補助する。
- 4 災害貸付・災害復旧貸付
- ㈱日本政策金融公庫が、一般の融資より据置期間・返済期間延長等の条件緩和を行う。閣議決定を受けて利率を引き下げる。
- 5 危機対応円滑化業務
- 株式会社日本政策金融公庫法第15条。主務大臣が認定する大規模災害等の危機発生時に、(株)日本政策金融公庫が指定金融機関（商工組合中央金庫・(株)政策投資銀行等）に信用の供与を行う。指定金融機関は協定に基づき貸付を行う。

## 第2 中小企業者に対する融資の特例

- 災害対策基本法に基づく激甚災害として政令で指定されたとき、既存の融資に対して必要であると認めた場合、(株)日本政策金融公庫が行った融資に対して、返済期間延長等の条件緩和が行われる。

## 第3 東日本大震災により被害を受けた中小企業者への融資

- 1 区（文化商工部生活産業課）
  - (1) 東日本大震災復興特別貸付（(株)日本政策金融公庫の融資）への利子補給
    - ・ (株)日本政策金融公庫（国民生活事業）の上記の融資を受けた区内の中小企業者に対して、融資元本3,000万円まで5年間支払われた利子の一部を補助する。
- 2 都（中小企業制度融資・東京都産業労働局）
  - (1) 経営支援融資[東日本大震災復興緊急保証対応型]（略称：災害緊急）
    - ・ 大震災により直接又は間接的に被害を受けた中小企業者等の資金繰りを支援するもの（東日本大震災復興緊急保証認定書が必要）。都制度融資の最優遇金利を適用し、都が信用保証料の2分の1を補助する。
  - (2) 災害復旧資金融資（東日本大震災）
    - ・ 大震災により直接被害を受けた都内全域の中小企業者等の資金繰りを支援するもの（罹災証明書が必要）。都制度融資の最優遇金利を適用し、都が利子の一部及び信用保証料全額を補助する。（利子の補助期間は1年以内）



3 危機対応業務

(1) 東日本大震災復興特別貸付（㈱日本政策金融公庫・商工組合中央金庫）

大震災により被害を受けた中小企業者等に対して、利率の引き下げを行う。

ア 直接被害関連

東日本大震災の地震・津波により直接被害を受けたもの。

原子力発電所の事故に関する警戒区域内等に事業所を有するもの。

イ 間接被害関連

上記の直接被害を受けた方との取引のあるもの。

ウ セーフティネット関連

大震災の影響（風評被害・計画停電等）により、売上が減少しているもの。

(2) 災害マル経融資（㈱日本政策金融公庫）

- ・ 大震災により直接又は間接的に被害を受けた小規模事業者に対して、金利の引下げ等を行う。対象は、商工会議所が策定する「小規模事業者再建支援方針」に沿って事業を行うことが見込まれるもの。

## 第10節 雇用・就業の確保等 【文化商工部・都産業労働局】

- 生活再建を図るためには、経済的な基盤となる職業の維持が前提となる。一方で、被災した事業主は雇用を調整する必要性に迫られる場合がある。このため、できる限り雇用の維持が図られるよう事業主への支援策を講じることにより、失業者の発生を未然に防ぎ、区民が安心して生活再建を図ることができるようにする必要がある。
- 一方で、離職を余儀なくされる区民も少なからず生じると見込まれる。このため、被災離職者の速やかな再就職を促すことにより、区民が経済的な基盤を確保し、生活再建を進めることができるよう支援する必要がある。
- また、震災後の混乱した状況においては、物資供給、住宅の修理などに関連して便乗値上げや悪質な商法による被害の発生が考えられる。このため、東京都や警察等と連携し、注意の喚起や相談窓口の設置を行う。

### 第1 雇用対策

- 1 企業の雇用調整等の状況調査、被災離職者の離職事由や就職活動の状況調査を行う。
- 2 業界団体、主要事業所に対し雇用維持への支援策を知らせ、雇用維持の要請を行う。
- 3 雇用保険制度について特例措置等周知する。
- 4 都内外の求人情報、求職情報を把握し、被災離職者に的確な情報提供ときめ細かい職業斡旋や求人開拓を行う。又、求人傾向を踏まえた職業訓練の実施等、雇用の確保を図る。

### 第2 相談・指導体制の整備

- 労働相談窓口・中小企業総合相談窓口の設置・運営を行うとともに、必要に応じて臨時相談・移動相談等の特別相談窓口を設置する。

### 第3 区における職業斡旋の取り扱い

- 区（文化商工部生活産業課）は、被災者のために開設する相談所等において、離職者の状況を把握し、都産業労働局に報告するとともに、状況によって特別相談窓口の実施を要請する。
- なお、被災後の雇用は、特に女性や高齢者・障害者に厳しい傾向もあるため、都産業労働局やハローワーク池袋、池袋労働基準監督署等と連携し、必要に応じて対象別の相談を実施する。

**第 11 節 その他の生活確保に関する対応**

【都産業労働局・日本郵便(株)・日本放送協会・NTT東日本】

各機関における生活確保に関する対応は、次のとおりである。

機 関 名	生 活 確 保 の 取 り 扱 い
東京労働局	<p>&lt;雇用保険の失業等給付に関する特別措置&gt;            災害により、失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定及び求職者給付を行う。又、災害救助法適用後は、事業所が休業した場合、特例として求職者給付を行う。</p>
日本郵便(株) 豊島郵便局	<p>災害が発生した場合、災害の態様及び国民の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取り扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。</p> <p>(1) 郵便関係</p> <p>ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害救助法適用地域の郵便局において、被災世帯1世帯当たり、葉書5枚及び郵便書簡1枚を無償交付する。</li> </ul> <p>イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害救助法適用地域の郵便局において、被災者が差し出す手紙・葉書等の料金免除を実施する。</li> </ul> <p>ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本郵政(株)社長が公示した場合は、被災者の援助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会、又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。</li> </ul> <p>エ 利用の制限又は業務の停止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急郵便物の取り扱いを確保するため、郵便物の利用制限又は業務の一部を停止することがある。</li> </ul> <p>(2) 為替貯金関係</p> <p>ア 被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便振替の料金免除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本郵政(株)社長が公示した場合は、被災者の援助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に対する、被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便振替（通常払込み及び通常振替）の料金免除を実施する。</li> </ul> <p>イ 為替貯金業務の非常取り扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災地の郵便局において、郵便貯金、郵便為替・郵便振替及び年金恩給等の為替貯金業務について、一定の金額の範囲内で非常払出し及び非常貸付け等を実施する。</li> </ul> <p>(3) 簡易保険関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災地の郵便局において、保険金及び保険貸付金の非常即時払い、保険料の特別払込猶予等の非常取り扱いを実施する。</li> </ul> <p>(4) 電話関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災地の郵便局において、被災者の利用する災害関係電話については、東日本電信電話と連絡の上、料金免除又は後払い後の措置を実施する。</li> </ul>

機 関 名	生 活 確 保 の 取 り 扱 い
日本放送協会	(1) NHK厚生文化事業団との協力により、被災者の各種相談等の実施、また、医療団、防災班の派遣等の奉仕を図る。 (2) 被災者の受信料免除 (3) 状況により避難所へ受信機を貸与する。
NTT 東 日 本	(1) 災害が発生し又は発生する恐れがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することがある。 (2) 料金等の減免を行ったときは、関係の電話サービス取扱所に掲示する等の方法により周知する。

## 第4章 都市施設等の復旧

### 第1節 ライフライン施設の復旧計画 【都水道局・都下水道局・東京電力 パワーグリッド(株)・東京ガス(株)・NTT東日本・豊島ケーブルネットワーク(株)】

#### 第1 水道施設

水道施設の復旧にあたっては、配水調整等により順次給水可能区域を拡大しつつ、漸次下記により速やかに復旧に努める。

##### 1 施設復旧の優先順位

復旧は、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、給水所の運用状況等を考慮して、給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。

##### 2 管路における復旧順位の指定

(1) 第1位：予め定めた首都中枢機関等への供給管路

(2) 第2位：予め定めた第一次重要路線

ア 浄水場・給水所間の相互融通が可能な管路

イ 浄水場・給水所、主なポンプ所に至る管路

ウ 自然流下により給水が可能な管路

(3) 第3位：予め定めた第二次重要路線及び配水小管重要路線

ポンプ所、応急給水施設、避難所に至る管路

(4) 第4位：上記以外に給水上重要な管路

#### 第2 下水道施設

##### 1 主な業務の流れ

下水道施設に広域的かつ甚大な被害が発生し、下水道機能に支障をきたした場合、東京都下水道局災害対策本部と同時に北部下水道事務所災害対策本部を設置し、復旧に努める。

##### 2 主な業務、着手時期と目標復旧時期

北部下水道事務所災害対策本部は、復旧過程を「緊急対応段階」、「暫定機能確保段階」、「機能確保段階」の3段階に分けて、それぞれの段階に応じて必要な態勢を確保し、復旧活動を進める。

(1) 緊急対応段階（発災直後から概ね3日以内）

① 緊急調査：被災状況の概略の把握

② 緊急措置：二次災害防止のための措置

(2) 暫定機能確保段階

① 一次調査：施設の被害状況の把握・整理（発災直後から概ね10日以内）

② 応急復旧：最低限の機能を確保するための復旧（発災直後から概ね30日以内）

(3) 機能確保段階

① 二次調査：本復旧に必要な調査

② 本復旧：本来の下水道機能を確保するための復旧

### 第3 電気施設

- 本(支)部は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画をたてると同時に、上級本(支)部に速やかに報告する。
  - (1) 復旧応援要員の必要の有無
  - (2) 復旧要員の配置状況
  - (3) 復旧資材の調達
  - (4) 電力系統の復旧方法
  - (5) 復旧作業の日程
  - (6) 仮復旧の完了見込
  - (7) 宿泊施設、食料等の手配
  - (8) その他の必要な対策
- 上級本(支)部は前項の報告に基づき下級本(支)部に対し、復旧対策について必要な指示を行う。

### 第4 ガス施設

- 1 復旧計画の策定  
非常事態より被災した地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、被災した地域施設または設備の復旧については、可能な限り迅速に行う。
- 2 復旧作業の実施
  - (1) 製造設備の復旧作業  
被害を受けた製造設備は、復旧計画に基づき速やかに復旧する。
  - (2) 供給設備の復旧作業  
供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期して行う。
- 3 安全広報  
お客様に対して、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認等を要請する。また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して前述の広報内容や、マイコンメーターの復旧方法を報道するよう要請する。さらに地方自治体とも必要に応じて連携を図る。

### 第5 通信施設

地震災害等により被災した電気通信設備の復旧については、次により実施する。

- 1 災害復旧工事の計画、実施
  - (1) 応急復旧工事
    - ア 設備等を応急的に復旧する工事
    - イ 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事
  - (2) 原状復旧工事  
電気通信設備を機能、形態において被災前の状態に復する工事
  - (3) 本復旧工事
    - ア 被害の再発を防止し、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事
    - イ 電気通信設備が全く消滅した場合復旧する工事
- 2 復旧の順位
  - 地震災害等により被災した電気通信設備の復旧については、公共機関等予め定められた順位に従って実施する。

## 第6 CATV

都市施設の復旧に関しては幹線ケーブルと社内設備の復旧を同時に行い、他は優先順位をつけて実施する。

### 第2節 公共施設等の復旧計画

【政策経営部・総務部・都市整備部・都建設局・首都高速道路(株)・都交通局・東日本旅客鉄道(株)・東武鉄道(株)・西武鉄道(株)・東京地下鉄(株)】

公共施設等が地震等により被害を受けた場合は、各施設管理者は、被害状況を調査し復旧に努めるものとする。特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を必要とするものについて、迅速かつ計画的に実施する。

#### 第1 公共土木施設等

##### 1 道路施設

- 道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物等が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、公益占用物件等の復旧計画と調整のうえ、被害を受けた施設を復旧する。
- 公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりとする。
  - (1) 道路の埋没又は決壊により交通が不可能又は著しく困難であるもの。
  - (2) 道路の埋没又は決壊で、これを放置することにより二次被害を生ずる恐れがあるもの。

##### 2 首都高速道路(株)

- 首都高速道路が被害を受けた場合は、被害状況、原因等を速やかに調査し、復旧のための工法等を決定する。
- 被災施設が兼用工作物である場合、又は隣接して被災施設に重要な影響を及ぼす施設がある場合等は、当該地の管理者と早急に協議して災害復旧計画を定める。
- 復旧工事の方法等が決定した場合においては、速やかに復旧工事を施工するものとする。

#### 第2 鉄道施設

- 鉄道施設は、被災後の都市機能の確保や各種の復旧対策の遂行上、重要な役割を果たすことから、早急な復旧が望まれる。
- このため、各鉄道機関は応急対策の終了後、速やかに被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき、再び同様な被害を受けぬよう本復旧計画をたてる。
- なお、復旧作業は計画に基づき、迅速かつ適切に実施する。

#### 第3 社会公共施設等

区本庁舎、保育園、小中学校等、区の建造物施設が災害により被害を受けたときは、速やかに復旧を行い、社会公共施設としての機能を維持する。

## 第 5 章 激 甚 災 害 の 指 定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）は著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助または被災者に対する特別の財政措置を定めている。

区の地域に、大規模な災害が発生した場合、区としても迅速かつ適切な応急復旧を実施するため「激甚法」による助成援助等を受けることが必要である。

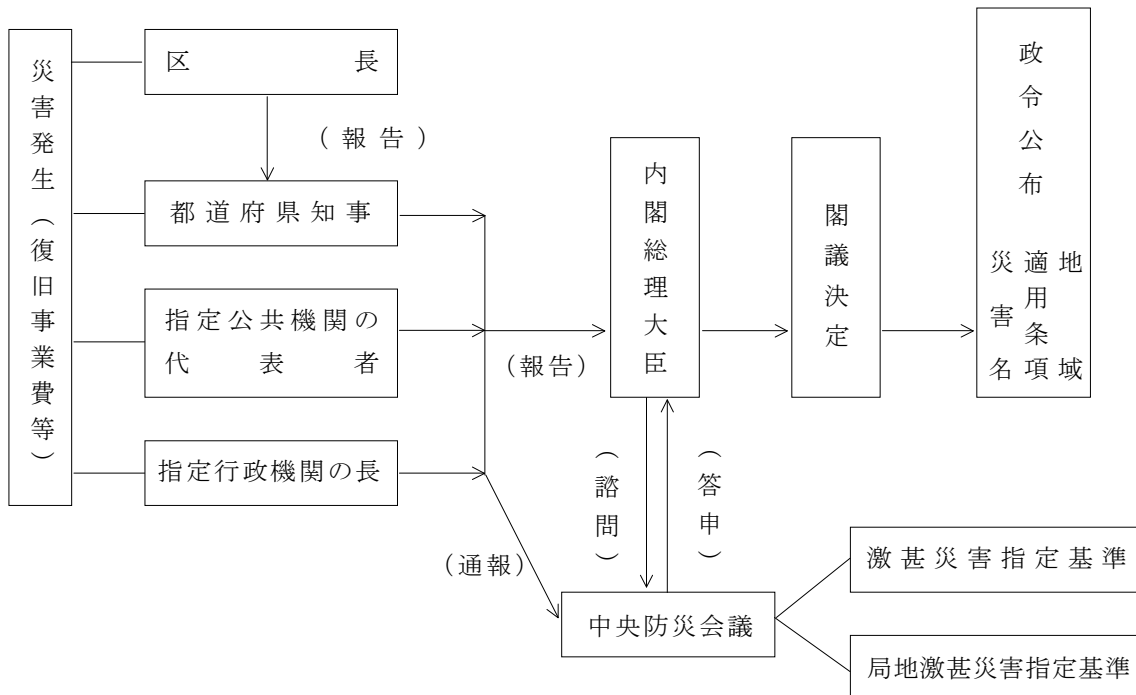
関係法令

災害対策基本法（昭36法 223号）第97～98条  
激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭37法第 150号）

### 第 1 節 激甚災害指定手続【総務部】

- 大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、都知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。
- 中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づき、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。この手続を図示すると次のとおりである。

調査



\* 局地激甚災害の指定は、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月～2月頃に手続きを行う。



## 第2節 激甚災害に関する調査報告【総務部】

- 区長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を都知事に報告する。
- 被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。
  - 1 災害の原因
  - 2 災害が発生した日時
  - 3 災害が発生した場所又は地域
  - 4 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1条に定める事項）
  - 5 災害に対しとられた措置
  - 6 その他必要な事項

## 第3節 局地激甚災害指定基準【総務部】

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日中央防災会議が次のように基準を定めている。

局地激甚災害指定基準	適用すべき措置
(1) 公共施設災害関係 ○ 当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（激甚法第3条第1項第1号及び第3号～第14号の事業）の査定事業費の額>当該市町村の当該年度の標準税収額×1に該当する市町村（当該査定事業費1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。 ○ ただしその該当市町村ごとの査定事業費の額の合算額が、概ね1億円未満を除く。	○ 激甚法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、左の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第4条第5項に規程する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法第2章の措置をとる。 ○ 左の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について激甚法第24条第1項、第3項及び第4項の措置をとる。
(2) 農地、農業用施設等災害関係 ○ 当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業（激甚法第5条第1項規定の農地農業用施設及び林道の災害復旧事業）に要する経費の額>当該市町村の当該年度の農業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該経費の額が1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。 ○ ただし、その該当市町村ごとの当該経費の額の合計額が概ね5,000万円未満を除く。	○ 左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法第5条、第6条の措置をとる。 ○ 左の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法第24条第2項から第4項までの措置をとる。

局地激甚災害指定基準	適用すべき措置
<p>(3) 林業災害関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当該市町村の区域内の当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）＞当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の1.5倍。</li> <li>○ ただし、当該林業被害見込額＜当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の0.05の場合を除く。かつ、大火による災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積＞300haの市町村、その他の災害にあつては、当該災害に係る要復旧見込面積＞当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。）×100分の25の市町村が1以上ある災害。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る激甚法第11条の2の措置をとる。</li> </ul>
<p>(4) 中小企業施設災害関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該被害額1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。</li> <li>○ ただし、その該当市町村ごとの当該被害額の合算額が概ね5,000万円未満を除く。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 左の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法第12条、第13条及び第15条の措置をとる。</li> </ul>

- なお、局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等に係わるものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としているため、翌年になってから指定することとなっている。この場合、公共土木施設等については、所定の調査表により、局地激甚災害に関する必要な事項等を調査する。

## 第4節 特別財政援助等の申請手続等 【政策経営部】

### 第1 区

- 区長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各部局に提出しなければならない。
- 政策経営部（財政課）は、各部局と調整し、手続に必要な関係調書等を作成する。

### 第2 都

- 都関係局は、激甚法に定められた事業を実施する。
- 激甚災害の指定を受けたときは、都関係局は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助等を受けるための手続その他を実施する。